

お客さま各位

令和4年10月5日

亀有信用金庫

「電子交換所」の設立に伴う代金取立手数料の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、全国銀行協会において「電子交換所」が設立されることを受け、手形等の取立方法が変更となることから、下記の通り代金取立に関する手数料を改定いたします。

つきましては、今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒お客さまのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 改定日

令和4年11月1日（火）

注. 改定日以降の受付分より適用いたします。

2. 代金取立手数料の改定内容（1通につき）

改定前		改定後			
お取扱項目	手数料	お取扱項目	手数料	差額	
当地自金庫本支店宛	440円	電子交換 ※1	当金庫本支店宛	440円	±0円
(割引・担保手形に限り)	660円		(割引・担保手形に限り)	660円	±0円
当地他行	440円		他行宛	440円	±0円
(割引・担保手形に限り)	660円	個別取立 ※2	(割引・担保手形に限り)	660円	±0円
隔地他行	880円		他行宛普通扱い	880円	±0円
至急扱手数料	1,100円		他行宛至急扱い	1,100円	±0円

※1 電子交換とは、従来は人手を介して搬送していた金融機関間の手形・小切手の交換業務を、イメージデータの送受信で完結できるようになることです。

※2 個別取立とは、電子交換所不参加金融機関への取立の場合等、郵送で取立を行う必要があるものです。

3. 紙の手形・小切手から電子的な決済方法への移行推奨

2021年6月に政府から公表された「成長戦略実行計画」を受け、金融機関では「2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げています。

当金庫では、手形・小切手に代わる決済方法として、「でんさい」や「法人インターネットバンキングによる振込」といった電子的な決済方法への移行を推奨しております。是非ともご検討をお願い申し上げます。

ご不明な点などございましたら、窓口もしくは営業担当者にお尋ねください。

以上

